

協会けんぽ
からの
お知らせ

20

協会けんぽの 令和2年度の保険料率は 令和2年3月分(4月納付分)から 改定されます

令和2年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**本年3月分(4月納付分)からの適用**となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

長野支部の健康保険料率は**変更**となります。
介護保険料率も**変更**となります。

給与・賞与の	健康保険料率	給与・賞与の
9.69%	➡	9.70%
令和2年2月分(3月納付分)まで		令和2年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の	介護保険料率	給与・賞与の
1.73%	➡	1.79%
令和2年2月分(3月納付分)まで		令和2年3月分(4月納付分)から

基本保険料率・
特定保険料率とは

健康保険料率(9.70%)のうち、6.27%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。



◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 長野支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.026-238-1251

受付時間/平日8:30~17:15

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル

保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽは努力を続けます。

加入者の皆さまもご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用促進

協会 服用するお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。

加入者 4人に1人の方がジェネリック医薬品に変更していただきました。

これによる医療費軽減額は、累計で約**1,639億円**(推計)です。



健康保険の正しい利用の促進

協会 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

加入者・事業主

退職された日の翌日から保険証は使えません。速やかに回収して、管轄の年金事務所へご返却ください。軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、救急電話相談の利用を考えましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。詳しくは、協会けんぽのホームページ等をご覧ください。

扶養家族の再確認

協会 ご家族が扶養家族の要件を満たしているか定期的に再確認しています。

加入者・事業主

平成30年度は**17億円**程度の財政効果がありました。令和2年度も扶養家族の再確認業務にご協力ください。



データ分析に基づく効果的な意見発信

協会

健診結果やレセプトデータ等の分析に基づき、地域の医療提供体制への働きかけや健康課題の「見える化」など、医療費の適正化に向けて、効果的な意見発信を行っています。

レセプト点検・経費削減

協会

不適切な医療費の請求がなされていないか点検をしています。効果額約**214億円**(30年度実績)です。また、事務経費の削減にも取り組んでいます。

インセンティブ(報奨金)制度の導入

協会

平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入しました。

加入者

特定健診・特定保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などに応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、令和2年度保険料率に反映されています。

健診・保健指導・健康づくり

協会

加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

加入者

病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。



介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。



なぜ都道府県ごとに保険料率が違うのでしょうか？



都道府県ごとに、必要な医療費(支出)が異なるからです。

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。このため、疾病の予防などの取組により都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることになります。

※なお、都道府県ごとの医療費に差がない場合であっても、平成30年度のインセンティブ制度の取組結果を反映すること等により、保険料率が異なる場合があります。

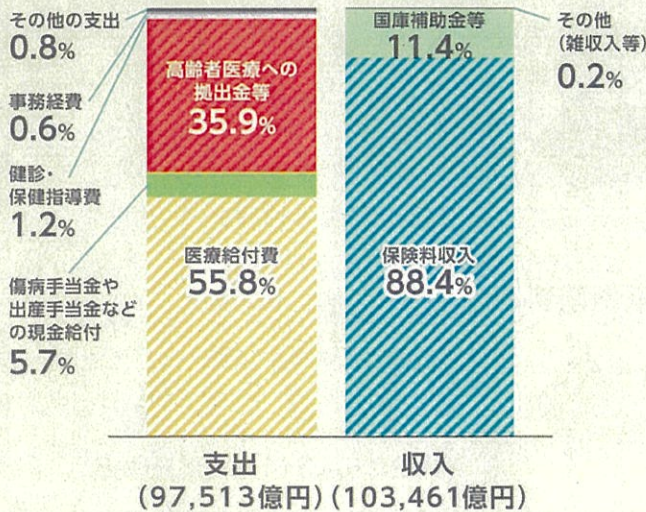


保険料は何に使われているのですか？



加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

■協会けんぽの収支内訳 [平成30年度決算(医療分)]



被保険者一人当たり

[保険料の負担]

年間 **38.7万円**

※その他国庫補助金(税金)による収入約5.1万円



[医療費等の支出]

年間 **約40.2万円**

医療費等: 25.4万円

[内訳]

高齢者医療への

拠出金: 14.8万円

皆さまの保険料1万円当たりの使い道



加入者の皆さまが病院等を受診した時の医療費

約 **5,580円**



加入者の皆さまが病気で職場を休んだ際の手当金や出産した時の給付金

約 **570円**



加入者の皆さまの健診費
保健指導費

約 **120円**



高齢者の方々が病院等を受診した時の医療費(拠出金)

約 **3,590円**



協会けんぽの事務経費等

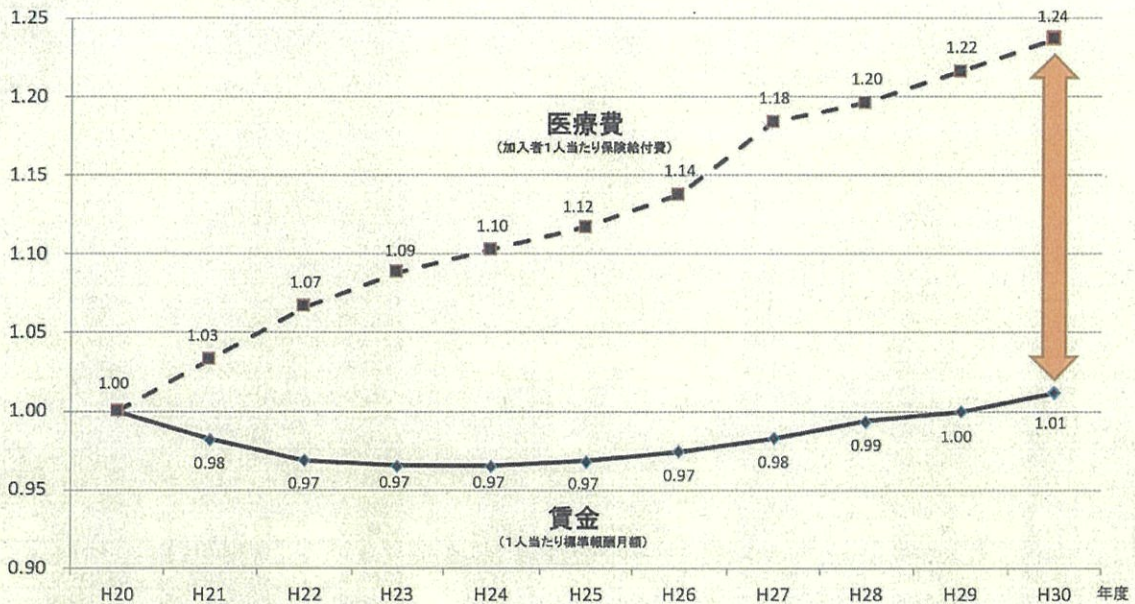
約 **140円**



今後、保険料率はどうなるのですか？

A 協会けんぽの保険財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続いているため、今後の保険料率の見通しは楽観できません。

■協会けんぽの保険財政の傾向

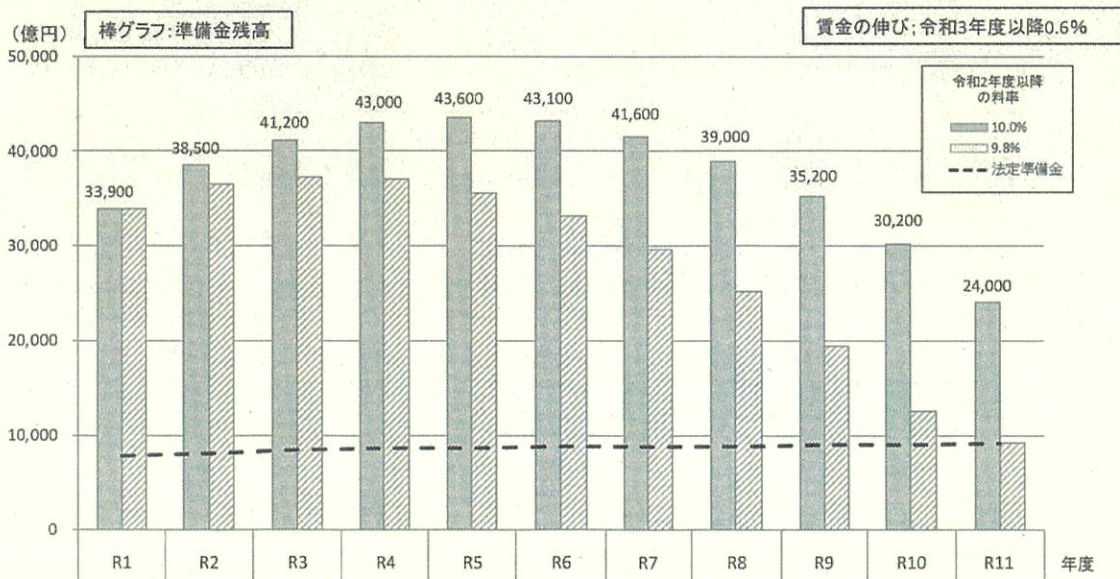


(注) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したものを。

■今後の保険料率に係るシミュレーション(令和3年度以降の賃金上昇率0.6%の場合)

現在の保険料率10.0%を維持した場合、当面の間、準備金残高を維持することができますが、仮に9.8%に引き下げた場合、令和4年度以降に準備金残高が減少し始め、令和11年度には、準備金残高が法定準備金を下回る見通しとなっています。

※法定準備金:給付費等の1か月分



※令和元年9月10日 第99回全国健康保険協会 運営委員会資料2より一部改変

インセンティブ制度



Q インセンティブ制度とは何ですか？

A インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。当該年度の取組は翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっており、平成30年度の取組結果が令和2年度の保険料率に反映されています。

[制度の概要]

- ① 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%(*1)を盛り込んで計算します。
- ② 各支部の評価指標(特定健診実施率など)の実績に応じて得点をつけます。その得点をランキングづけし、47支部中上位23支部に該当した支部に①を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げます。詳しくは、協会けんぽホームページまたは協会けんぽ支部にお問い合わせください。

(*1)この0.01%については3年間で段階的に導入され、令和2年度保険料率に盛り込む率は0.004%、令和3年度保険料率に盛り込む率は0.007%、令和4年度保険料率に盛り込む率は0.01%となります。

インセンティブ制度により、令和2年度保険料率は最大0.036%引き下げ効果がありました。

保険料計算例:標準報酬月額30万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料額は労使折半前の金額)

<財源分保険料率が0.004%で、報奨金による保険料率の減算がない場合>

30万円 × (10.00% + 0.004%)	= 30,012円	1か月 +12円	※ 制度導入前との差
(令和4年度 財源保険料率0.01%の場合)		1か月 +30円	年間 +144円
			年間 +360円

<財源分保険料率が0.004%で、報奨金による保険料率の減算が0.036%であった場合>

30万円 × {(10.00% + 0.004%) - 0.036%}	= 29,904円	1か月 ▲96円	※ 制度導入前との差
(令和4年度 財源保険料率0.01%、報奨金による減算0.09%の場合)		1か月 ▲240円	年間 ▲1,152円
			年間 ▲2,880円

※機械的計算のため、実際の計算と端数処理が異なります。

Q インセンティブ制度の導入によって具体的に何を取組めばいいのでしょうか？



A 加入者及び事業主の皆さまに取組んでいただきたいことは以下の5つであり、この取組が医療費の適正化につながります。協会けんぽも全力でサポートさせていただきますので一緒に取組んでいきましょう。

評価指標

加入者及び事業主の皆さまに取組んでいただきたいこと

① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

② 特定保健指導(*2)の実施率

(*2)健診結果で生活改善が必要とされた方へ協会けんぽの保健師・管理栄養士等が行う健康サポートです。

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方(*3)は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。(*3)腹囲:男性85cm以上、女性90cm以上、収縮期血圧:130mmHg以上、空腹時血糖値:100mg/dl以上など。詳細はホームページをご覧ください。

③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(*4)

(*4)協会けんぽからの受診勧奨を受けてから3か月以内の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

⑤ 後発医薬品の使用割合

- 医療機関や薬局でお薬を受け取る際は積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)(*5)をご選択ください。(*5)後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。